

令和2年9月17日

各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者 様
各指定障害福祉サービス事業所管理者 様
各指定障害児通所支援事業所管理者 様

広島県健康福祉局障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町10番52号)

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県の対処方針」の
一部改正について（通知）

本県においては、7月以降、飲食店などでの感染の広がりや若年層の感染が多く確認されており、また、感染経路が不明なケースも多く見られます。一方で、8月以降、新規感染者数は、減少傾向を示し、本県の感染状況は、一定程度に収まってきています。

こうした状況を踏まえ、県では「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を9月15日に別紙のとおり一部改正しました。

については、これまでに通知している厚生労働省の事務連絡等に留意し、引き続き、感染拡大防止に努めていただきますようお願いします。

担 当 指 導 検 査 グ ル ー プ
電 話 082-513-3158 (ダイヤルイン)
(担当者 片桐)